

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年8月29日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

領家中学校 水道メータ付近漏水復旧

2 履行場所

領家中学校（横浜市泉区領家4丁目3-1）

3 契約日

令和6年7月19日

4 履行日又は履行期間

令和6年7月29日

5 契約金額

616,000円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号  
有限会社イワック

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

領家中学校の水道メーター付近の地面から水が大量に湧き出ており、受水槽への給水が出来ない状況であった。学校運営に支障があることから早急に断水作業を行い漏水原因を特定し復旧するため緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

迅速な対応が可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課